

久喜市在宅医療・介護連携推進会議設置要領

平成27年12月21日市長決裁

改正 平成31年3月26日市長決裁

(設置)

第1条 市民が住み慣れた家庭や地域で安心して、自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護関係者の連携を推進し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療・介護の支援体制を構築するため、久喜市在宅医療・介護連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 在宅医療・介護に関わる支援体制の構築に関すること。
- (2) 在宅医療・介護関係の多職種の連携及び協働に関すること。
- (3) 地域の医療及び介護の資源の把握に関すること。
- (4) 医療及び介護関係者の情報共有に関すること。
- (5) 地域住民への普及啓発に関すること。
- (6) その他在宅医療・介護連携の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員の定数を20人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護関係者
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置き、委員が互選する。

2 座長は、推進会議を総理し、推進会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

3 推進会議は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、推進会議に諮った上で公開しないことができる。

(秘密の保持)

第7条 推進会議に出席した者は、推進会議を通じて知りえた秘密を他にもらしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は座長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。